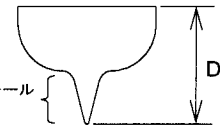
（参考図）



L_Sは、主要構造物の最大の長さ
B_Sは、主要構造物の平均の幅
H_Sは、主要構造物の平均の高さ

2　前項の規定にかかわらず、複数の船体を支柱その他の部材で平行に連結した構造を有する船舶の閉囲場所の合計容積については、船体毎に前項の規定を準用して算定しそれぞれ合算するものとする。

第二節　総トン数

（総トン数の数値を算定する場合の係数）

第七条　法第五条第二項の国土交通省令で定める係数は、次の算式により算定した数値とする。

$(0.6+t/10{,}000)\times(1+(30-t)/180)$

この場合において、

tは、法第四条第二項の規定の例により算定した数値

$(0.6+t/10{,}000)$の数値が一を超えるときは、その数値は一とする。

$(1+(30-t)/180)$の数値が一未満のときは、その数値は一とする。

第三節　純トン数

（純トン数の数値を算定する場合の係数）

第八条　法第六条第二項第一号の国土交通省令で定める係数は、次の算式により算定した数値とする。

$(0.2+0.02\times\log_{10}V_C)\times(4d/3D)^2$

この場合において、

V_Cは、貨物積載場所の合計容積を立方メートルで表した数値

Dは、船の長さの中央における型深さ

dは、船の長さの中央における型深さの下端から規則第三十九条の規定で定める基準喫水線までの垂直距離（基準喫水線が定められていない船舶にあっては、型深さの七十五パーセントにあたる距離）

$(4d/3D)^2$の数値が一を超えるときは、その数値は一とする。

（貨物積載場所の合計容積の算定方法）

第九条　貨物積載場所の合計容積の算定に当たっては、貨物積載場所についてそれぞれの容積を算定し、これらを合算するものとする。

（貨物積載場所の容積の算定方法）

第十条　貨物積載場所の容積の算定に当たっては、次の算式により算定するものとする。

$L_C\times B_C\times H_C$

この場合において、

L_Cは、貨物積載場所の最大の長さ

B_Cは、貨物積載場所の平均の幅

H_Cは、貨物積載場所の平均の高さ

（純トン数を算定するための数値）

第十一条　法第六条第二項第二号の国土交通省令で定めるところにより算定した数値は、次の算式により算定した数値とする。

$1.25\times((T+10{,}000)/10{,}000)\times(N_1+N_2/10)$

この場合において、

Tは、国際総トン数の数値

N_1は、定員八人以下の旅客室に係る旅客定員の数

N_2は、旅客定員の総数からN_1を控除して得た数

（純トン数の数値の算定について特例を定めることができる軽微な変更）

第十二条　法第六条第三項の国土交通省令で定める軽微な変更とは、当該変更によって閉囲場所又は貨物積載場所の容積に変更を生じないものとする。

（純トン数の数値の算定についての特例）

第十三条　前条に規定する軽微な変更により純トン数の数値が減少することとなるモノコック構造船舶の純トン数の数値は、法第八条の規定により国際トン数確認書が最初に交付された日（純トン数の変更に係る書換えを受けた場合にあっては、最後に書換えを受けた日）から起算して一年を経過する日までの間は、当該変更前の旅客定員の数を用いて法第六条第二項及びこの告示第八条から第十一条までの規定により算定するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十七年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。ただし、施行日以後に次の各号に該当する修繕が行われた現存船については、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条に規定する測度若しくは同法第九条に規定する改測、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第六条第二項若しくは第九条第二項に規定する測度又は小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第一条第一項若しくは第三項に規定する測度を受ける日以後は、この限りでない。

一　上甲板の下面において船首材の前面から船尾材の後面までの長さ、船体の最広部においてフレームの外面から外面までの幅又は当該長さの中央においてキールの上面から船側における上甲板の下面までの深さの変更を生ずる修繕

二　上甲板上にある船楼又は甲板室の新設又は撤去を伴う修繕

○国土交通省告示第九百三十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十六項の規定により、同法附則第二十項の規定による指定を同法第四十三項の十一第一項の規定による指定と、同法附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社を同法第四十三項の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社とみなして適用する同法第四十三条の十一第十三項の規定に基づき、港湾管理者が神戸市である埠頭群を運営する者からその商号及び本店の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十月一日

国土交通大臣　太田　昭宏